平成２９年（フ）第４６号
大津市千野１丁目７番25号
破産者　上田　正徳
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６号
広島県庄原市口和町永田899番地１
破産者　岡崎　宏之
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第１７８３号
札幌市白石区本通９丁目北４番５－701号、開始決定時の住所札幌市白石区本郷通６丁目北７番２－402号
破産者　光永　佑里（旧姓山田）
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１６号
札幌市北区新琴似４条７丁目７番18号　シャトー７－21号
破産者　香川　一彦
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４０号
札幌市白石区本通16丁目北３番14―102号
破産者　近江　哲也
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２７６号
北海道石狩市花川南５条２丁目258番地２
破産者　中瀬　敦敬
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６９号
仙台市太白区茂庭台３丁目15番33号、開始決定時の住所宮城県名取市那智が丘３丁目１番地の２
破産者　井上　美希
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２２号
茨城県高萩市大字上手綱1101番地の42、開始決定時の住所茨城県高萩市大字高萩761番地萩ヶ丘住宅46号
破産者　伊藤　和子
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第９３０号
埼玉県桶川市南２丁目５番37号
破産者　新妻　靖博
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７５号
さいたま市西区三橋６丁目1678番地１　セントーレア101
破産者　須藤　夕貴
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８４号
埼玉県川口市東本郷１丁目８番17号　プラムコーポ206号
破産者　平林ブロックこと　平林平八郎
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２０１号
埼玉県朝霞市根岸台７丁目３番18号　プラザ・ドゥ・ペートンＣ206
破産者　大坂　　康
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３９７号
横浜市旭区東希望が丘104番地16　なごやかレジデンス希望が丘307号室
破産者　井上　秀男
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５８６号
神奈川県平塚市片岡825番地の25、前住所神奈川県平塚市めぐみが丘１丁目17番22号
破産者　稲　　裕司
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第９号
滋賀県近江八幡市鷹飼町1553番地（305号）
破産者　東野　里美（旧姓橋爪）
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第４１２０号
大阪市阿倍野区播磨町２丁目９番１号
破産者　松下　健一
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７５９号
大阪府吹田市高野台１丁目５番　Ｂ19―106号、住民票上の住所大阪府茨木市大住町12番12号　中里文化４棟　50号
破産者　奥江　隆紀
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９５７号
大阪市住之江区浜口東２丁目９番13号
破産者　西川惠美子
法定代理人成年後見人　桑原　貴子
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４号
大阪府寝屋川市池田中町10番13号
破産者　石井　美夫
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部